

<Office Use>

所長	課長	会館事務室	係

成蹊大学国際交流会館共用施設使用願 兼 誓約書

国際教育センター所長 殿

年 月 日

所属/学籍番号: _____

(フリガナ)
申込責任者: _____
(自署以外は捺印のこと)

電話番号: _____

下記のとおり使用したく、お願いいたします。

なお、国際交流会館の共用施設使用について、成蹊大学国際交流会館共用施設使用願(裏面)に定められた遵守事項を誠実に履行することを誓約いたします。

記

1. 会合名	(時 分 開始 ~ 時 分 終了)					
2. 使用団体もしくは主催者						
3. 使 用 施 設	<input type="checkbox"/> ラウンジ	<input type="checkbox"/> キッチン	<input type="checkbox"/> 和室	<input type="checkbox"/> 多目的室		
4. 利 用 日 時 (準備・後片付け時間含む)	自 年 月 日	(曜)	午前／午後	時 分		
※平日9:00～21:00(11:30～14:00の間での開始・終了は不可)／土曜9:00～17:00(11:30～13:30での開始・終了は不可)／日曜・祝日は利用不可。	至 年 月 日	(曜)	午前／午後	時 分		
5. 使 用 目 的 (具体的に明記すること)						
6. 使 用 人 数	合計 名 (内 成蹊学園教職員 名、 学生 名、 留学生・外国人 名)					
7. 留学生の参加	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 応相談(連絡先 :)					
8. 備 考						

※建物および施設の開錠は管理人が行います。利用時間に変更が生じた場合は、

管理人事務室までご連絡ください。電話0422-37-3541

使用願受付印

承認印

国際交流会館共用施設の利用について

成蹊学園の学生、客員教授、教職員は国際交流の促進を図ることが目的である場合は下記の施設を利用することができきます。

1. 利用できる施設

施 設	備 品
1 F ラウンジ	テーブル 16、椅子 61、ソファ 6、テレビ、DVD プレイヤー、CD/MD/カセットデッキ、ピアノ、マイク、アンプ
1 F 共用キッチン	ラウンジより椅子、テーブルの持込可
2 F 多目的室	テーブル、椅子
3 F 和室	9畳 2間（18畳 1室にできます）、座布団 22、和卓 6

2. 利用時間

平日の**9時から21時まで**。または土曜日の**9時から17時まで**。ただし、利用開始時刻および終了時刻につきましては、平日は11時30分から14時（昼休み）の時間を、土曜日は11時30分から13時30分（昼休み）を避け、必ず管理人の確認をとってからの利用をお願い致します。また、日曜、祝日および管理人の不在時や学園休業日には利用できません。

3. 申請方法

- (1) 所定の「国際交流会館共用施設使用願 兼 誓約書」を使用日の1ヶ月前から2週間前までに国際課に提出してください。
- (2) 通常、申請から許可されるまでに3日程度（土、日、祝日を除く）要します。
- (3) 当日許可印が押された書類およびチェックシートを持参してください。

4. その他の注意事項

- (1) 利用した共用施設を利用前の状態に戻してください。
- (2) 火気取り扱いおよび騒音には十分注意してください。
- (3) 施設、備品など破損した場合には実費を頂きます。
- (4) 武蔵野市指定の有料のゴミ袋を持参し、武蔵野市指定の方法でゴミを分別してください。
- (5) 使用が許可された後でも、大学の事情等により使用許可を取り消したり変更したりすることがあります。
- (6) 自転車は自転車置き場に置いてください。車やバイクの乗り入れはできません。
- (7) 使用終了後、使用責任者は必ずチェックシートに沿って確認し、管理人のチェックを受けてください。
- (8) 会館内の壁などに掲示物を貼る場合は、必ず事前に管理人にご相談ください。
- (9) 下記の事項を行わないことをここに誓約すると共に、団体構成員が違反した場合は活動停止を含む如何なる処分も受けることに同意します。
 - (a) 部員または部員以外の者に対して、品位や名誉等を傷つける行為を行うこと。
 - (b) 立場や指導に名を借りた暴力行為を行うこと。
 - (c) ハラスメントに類する行為を行うこと。
 - (d) 差別、暴言、その他個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとること。
 - (e) 学生の勧誘、入部又は退部に関連し、学生にこれらを強要すること。
 - (f) 個人の飲酒であっても団体構成員が未成年飲酒をする、またはそれを見過ごすこと。飲酒の強要をすること。酔い潰しをすること。酔った上での迷惑行為をすること。
- (10) その他、国際課および管理人の指示に従ってください。指示に従うことができない場合は、今後、共用施設利用を許可しないこととします。

問合せ先：国際教育センター国際課

Tel : 0422-37-3536 E-mail : siis@jim.seikei.ac.jp